平成２８年（フ）第１７号
佐賀県鳥栖市今泉町2628番地４
債務者　高尾　信寛
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８号
佐賀市愛敬町５番２号
債務者　西村加寿吉
1　決定年月日時　平成28年２月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
熊本県下益城郡美里町二和田1074番地２、前住所熊本県下益城郡美里町豊富1120番地２
債務者　嶋津　恵美
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月26日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第５号
青森市大字後潟字久堅19番地７
債務者　小笠原文子
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５８８号
愛知県知多郡武豊町字北中根１丁目13番地２
債務者　千葉　幸雄
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５７号
熊本市中央区坪井１丁目３番６号　ハイリッチマンション202号
債務者　渡部　雪江
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年５月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２号
福島県西白河郡矢吹町善郷内17番地　町住５号棟Ｂ－93
債務者　髙久布美子（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２８年（フ）第１１号
茨城県稲敷市鳩崎358番地
債務者　根本トミヱ
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
新潟市東区一日市1818番地
債務者　笠原　雅子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
新潟市中央区女池３丁目52番３号　ロイヤルガーデンコートＢ106
債務者　嘉向　重雄
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２７号
新潟市西蒲区橋本137番地１　ケアハウスだいろ308号、前住所新潟県燕市吉田栄町10番８号
債務者　佐藤キイ子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２号
石川県白山市一塚町643番地５
債務者　岡田　松子
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９号
岐阜県可児郡御嵩町中877―33、住民票上の住所愛知県春日井市瑞穂通３丁目86番地
債務者　伊藤　憲一
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２８年（フ）第６１号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地３棟201号
債務者　**廣**田　将一
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１８号
愛知県春日井市神領町１丁目27番地２、従前の住所愛知県春日井市如意申町２丁目25番地１　レインボー如意申103号
債務者　大林　良枝（旧姓平松）
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７号
兵庫県尼崎市瓦宮２丁目３番35―402号
債務者　川脇小百合
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第５０号
兵庫県尼崎市若王寺３丁目27番27号　弥生荘11号、前住所兵庫県尼崎市久々知１丁目27番21号
債務者　眞喜屋実千雄
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係